

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。

この書面をよくお読みください。

- 当社では、お客様から商品デリバティブ取引の売買等に必要な金銭、及び有価証券をお預かりし、法令にしたがって当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令にしたがって当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。
- 手数料など諸経費について
 - ・当社では、有価証券や金銭のお預かりについての料金及び口座管理料はいただいております。
- この契約は、クーリング・オフの対象になりません。
 - ・この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から商品デリバティブ取引の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令にしたがって当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令にしたがって当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、商品デリバティブ取引口座を設定していただいたうえで、商品デリバティブ取引の売買等の注文を受け付けております。

この契約の終了事由

当社の商品デリバティブ取引規程等に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）、この契約は解約されます。

- * お客様から解約の通知があった場合
- * この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- * やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

当社の概要

商号等	株式会社コムテックス 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第406号
本店所在地	〒550-0011 大阪府大阪市西区阿波座1丁目10番14号
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 電話番号 0120-64-5005 受付時間 月～金曜日9:00～17:00（祝祭日を除く。）
資本金	15億5千万円（令和3年10月18日現在）
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和30年4月15日
連絡先	お客様相談窓口（0120-555-876）又はお取引の取扱店までご連絡ください。